

第2回高知県特別職報酬等審議会資料

日 時：平成29年2月1日（水）

午前11時～12時

場 所：県庁第二応接室

目 次

1 平成28年度第1回高知県特別職報酬等審議会 委員の主な意見（要旨）	1
2 知事の給料の定め方について（年俸制等の検討）	2
(参考) 特別職報酬等の全国状況の概要	3
3 知事、副知事及び教育長の退職手当の支給時期について	4
(参考) 知事の退職手当の支給時期を見直した府県の状況	5

平成28年度 第1回高知県特別職報酬等審議会

委員の主な意見（要旨）

平成29年1月5日（木）
10：00～11：30

1 紹介及び報酬

（1）支給額

○知事と比較すると議員の報酬が多いとも思うが、退職手当も入れると倍以上の差があり許容の範囲。

○（職員が上がっていない）このご時世で給料を上げるというのはなかなか難しい。

○高知県の経済状況に照らすという意味で、一般企業の役員の報酬を参考に見てみたい。

（2）支給基準

○知事の給料を現在の複雑な給与制度ではなく、年俸制にしてはどうか。そのほうが一般の県民も知事がどれくらいの収入であるかがわかりやすい。

2 退職手当

○退職手当について、任期が2期以上にまたがる場合は一括して支給するか、任期ごとに支給するか選択できるようにしてはどうか。

3 その他（参考意見）

○給料の減額について、あれだけ活動して成果を上げられている知事には、（審議会が適正とみなした）然るべき対価を支払うべきではないか。節約して財政を健全化するのも一つではあるが、然るべき給料はもらっていただいて、地産地消で知事自らが地方の産物を買って経済を活性化させていくのも一つの手ではないか。

○アベノミクスで民間の給与を増やせと言っているため、知事の減額をやめることも許容されるのではないか。

知事の給料の定め方について（年俸制等の検討）

1 第1回審議会における意見

知事の給料を現在の複雑な給与制度ではなく、年俸制にしてはどうか。
(期末手当及び退職手当の支給をやめ、期末手当及び退職手当相当額を給料の額に上乗せする方式)

2 法令上、年俸制とすることはできるか

- ・ 知事の給料、手当及び旅費については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条に、額並びに支給方法に関する規定が定められている。
- ・ 「給料」については、同法第1項の規定により、「支給しなければならない」とされている一方、「各種手当及び退職手当」については、同法第2項の規定により、「条例で、支給することができる」とされている。
- ・ したがって、法律上は、必ずしも手当を支給する必要はなく、また、給料の額については何ら制限する規定はないことから、条例により、期末手当及び退職手当を支給せず、給料のみを支給する「年俸制」とすることは可能である。

【地方自治法（昭和22年法律第67号）】

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長（略）に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、（略）期末手当、（略）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

【逐条（出典：地方自治法逐条解説）】

本条では、給料、手当及び旅費の額及びその支給方法を条例事項としており（略）給料の額については、特別職の職員、教育長等については、定額を定め、給与以外の扶養手当、勤務地に係る手当、その他の諸手当は支給できないのが通常であり、（略）給料の計算期間、支給期日等を定めるべきものである

3 都道府県の状況

- ・ 給料のみ なし
 - ・ 給料、期末手当 大阪府
 - ・ 給料、期末手当、退職手当 46都道府県（本県を含む）
- 〔※ 大阪府は、退職手当を廃止し、退職手当の1任期（4年）分の額を1ヵ月相當に割り戻し、給料の額に上乗せしている（期末手当は支給あり）〕

4 課題

年俸制を導入している都道府県はないことから、年俸制を導入した場合、他都道府県との適切な比較ができなくなるのではないか。

5 知事の給料の定め方（案）

- ・ 大阪府を除く全ての都道府県が本県と同じ方法の月額制で定めている状況を踏まえ、他団体と容易に比較ができる現行の定め方がよいのではないか。
- ・ なお、今後、特別職報酬等審議会が開催される際は、引き続き、年収額（1任期中の退職手当額を1年分に割り戻した額を含む。）を資料としてお示しいい。

特別職報酬等の全国状況等の概要

平成29年1月1日時点

(単位:千円)

1. 本県における特別職報酬等の状況

		知事	副知事	教育長	議長	副議長	議員
給料(報酬)額 (本則額) (資料10頁)	全国平均	1,294	1,014	829	1,006	899	828
	高知県	支給月額	1,220	940	780	900	820
		全国順位	41位	43位	32位	45位	39位
給料(報酬)額 (本則額) +地域手当 (11頁)	全国平均	1,324	1,038	848	1,006	899	828
	高知県	支給月額	1,220	940	780	900	820
		全国順位	43位	43位	35位	45位	39位
年間給与 (本則額) (18-23頁)	全国平均	21,970	17,225	13,914	16,720	14,935	13,753
	高知県	支給年額	19,947	15,369	12,581	14,715	13,407
		全国順位	40位	42位	37位	46位	40位
年収 (本則額) (34-36頁)	全国平均	30,776	22,283	16,668	16,720	14,935	13,753
	高知県	支給年額	27,267	19,430	14,921	14,715	13,407
		全国順位	43位	46位	33位	46位	40位
知事の給料 に対する割合 (17頁)	全国平均	—	78.4%	64.0%	77.7%	69.4%	63.9%
	高知県	支給割合	—	77.0%	63.9%	73.8%	67.2%
							63.1%

注1)「本則額」とは、条例で定められている給料(報酬)の額である。(特例条例等による減額前の額)

注2)「地域手当」とは、民間の賃金が高い地域の職員に対し、給料とは別に、給料に3~20%を乗じた額を支給しているもの。

注3)「年間給与」とは、本則額、地域手当及び期末手当の1年間の支給額を合計したもの。

注4)「年収」とは、年間給与に「退職手当を1年分に換算した場合の支給額」を合計したもの。

2. 知事の給料に改定のあった団体の状況(前回の審議会(H27.1)以降)(8-9頁)

(単位:千円)

団体名	支給月額(本則)		改定額 (A)-(B)	改定の主な理由
	H29.1.1時点 (A)	H27.1.1時点 (B)		
岩手	1,230	1,240	△ 10	一般職の給与の改定率等を考慮
東京	1,456	1,478	△ 22	報酬等改定の基礎となる都の指定職給料表の改定を考慮
新潟	1,256	1,241	15	一般職の給与の改定率等を考慮
静岡	1,301	1,287	14	①財政力類似団体との均衡 ②一般職の給与の改定率等を考慮
愛知	1,354	1,403	△ 49	給与月額を据置きとし、地域手当の引上げに相当する3.5%を引下げ
滋賀	1,250	1,320	△ 70	人口・財政規模類似団体の平均額との均衡
大阪	1,520	1,310	210	退職手当を廃止し、退職手当相当分を給料月額に上乗せ
鳥取	1,143	1,178	△ 35	一般職の給与の改定率等を考慮

3. 本県における一般職の給与の改定状況(前回の審議会(H27.1)以降)(24頁)

	改定率	公民較差	人事委員会の報告より
平成27年	0.15%	0.15%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が昨年に引き続き初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げるとともに若年層に限定して改定を行うこと。
平成28年	—	0.06%	民間給与との較差が僅かであることから、給料表の改定は行わないことが適当である。

知事、副知事及び教育長の退職手当の支給時期について

1 現行の支給時期

退職手当の支給は、任期ごとに行う。

※「知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例」第2条第2項

同条例は、平成15年10月3日施行。それまでは在職期間を通算して支給。

(任期ごとにした理由)

- ・任期を定めて選挙で選ばれ、あるいは議会の議決を得て任命される特別職については、任期ごとにそれぞれの職務（任務）は完了している（切れている）と考えられ、その都度支払うべきであるため。
- ・他県の多く（当時39団体）が任期ごとの支給であったため。

2 他県の状況（平成29年1月1日現在）

支給時期	知事・副知事	教育長
任期ごとに支給	40団体	36団体
任期ごとの支給を見直し	7団体	5団体
うち 原則最終退職日に支給、任期ごとも可	うち 6団体	うち 4団体
原則任期ごとに支給、最終退職日も可	1団体	1団体

※教育長の場合は、一般職の例によるとしている6団体を除く。

※上記見直し団体の詳細は別紙のとおり。

3 支給時期の定め方（案）

- ・他県の多くが任期ごとに支給しており、現在の条例で定めたときと状況は変わっていなかったため、現行どおりとすべきではないか。
- ・税制の改正は、支給時期の改正理由にはならないのではないか。

（参考）退職所得にかかる所得税等の見直し

① 平成24年以前

$$\text{課税退職所得金額 (A)} = (\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額 (※)}) \times 1/2$$

※勤続年数による。例：4年の場合160万円、8年の場合320万円。

② 平成25年以降

在職期間が5年以下の特定役員等（地方公務員も該当）の場合は、課税退職所得金額を1/2する措置が廃止

$$\text{課税退職所得金額 (A)} = (\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額})$$

	課税退職所得金額 (A)	税額
所得税・復興 特別所得税	1,800万円以下の場合	～略～
	1,800万円超4,000万円以下の場合	((A) × 40% - 2,796千円) × 102.1%
	4,000万円超の場合	((A) × 45% - 4,796千円) × 102.1%
住民税	市町村民税	(A) × 6%
	県民税	(A) × 4%

(参考)

知事の退職手当の支給時期を見直した府県の状況

職員厚生課

H29.1.13調査

団体名	退職手当の支給時期改正状況				所得税法改正 の影響	改正後の任期満了 時の取扱い
	改正施行日	改正前	改正後	改正理由		
1 宮城県	H26.12.20	任期毎	最終退職日 申出により 任期毎も可	民間の支給実態に 合わせるもの	関係なし	任期満了を迎えて いない。
2 福井県	H26.12.25	任期毎	最終退職日 申出により 任期毎も可	所要の改正	未回答	申出がなく任期を 通算している。
3 京都府	H26.4.1	任期毎	最終退職日 申出により 任期毎も可	一般職の退職手当 通算規定を考慮 (担当聞き取り)	未回答	申出がなく任期を 通算している。
4 兵庫県	H25.4.1	任期毎	最終退職日 申出により 任期毎も可	特別職等報酬審議 会の委員意見を踏 まえて改正	未回答	申出がなく任期を 通算している。
5 鳥取県	H27.4.13	任期毎	最終退職日 申出により 任期毎も可	有識者会議の委員 意見を踏まえての 改正	考慮 有識者会議に 対し、税法改 正についても 説明あり。	申出がなく任期を 通算している。
6 佐賀県	H28.4.1	任期毎	最終退職日 申出により 任期毎も可	退職した場合に支 給するという退職 手当の本来の趣旨 を活かすため	優遇税制の適 用は結果論	任期満了を迎えて いない。
7 福島県	H26.3.25	任期毎	任期毎 申出により 任期の通算も 可	所要の改正	考慮	任期満了を迎えて いない。
(参考) 青森県	H29年度 検討	他県の状況を考慮し、H29年度の審議会へ選択性も視野に入れた諮問を予定。 現在は任期毎に支給。 (現知事の任期はH31.6まで)				

